

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成24年9月7日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英

13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林 正一郎

14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直
教育長 刃田哲雄
秘書広報課長 伊藤 浩
総務課長 加瀬寿一
財政課長 加瀬正彦
市民生活課長 斉藤 馨
保険年金課主 渡邊 満
社会福祉課長 渡辺輝明
高齢者福祉課長 石井 繁
農水産課長 大久保孝治
都市整備課長 伊藤恒男
会計管理者 宮應孝行
水道課長 新行内 弘
病院経理課長 鈴木清武
学校教育課長 菅谷充雅
体育振興課長 野口國男
農業委員会事務局 加瀬恭史

副市長 増田雅男
病院事業管理者 吉田象二
行政改革推進課長 林 清明
企画政策課長 米本 壽一
兼被災室長
税務課長 佐藤一則
環境課長 大木多可志
健康管理課長 高山重幸
子育て支援課長 佐久間 隆
商工観光課長 堀江隆夫
建設課長 北村豪輔
下水道課長 加瀬喜久
消防長 佐藤清和
病院事務部長 菅谷敏之史
庶務課長 横山秀喜
生涯学習課長 高野晃雄
監査委員局長 馬淵一弘

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 平成23年度旭市一般会計について質疑申し上げたいと思います。

まず、歳入の関係で、市税で調定額84億4,843万434円、それに対して収入額69億3,384万7,987円ということで、それと合わせて不納欠損額1億5,856万9,527円と、かなり不納欠損額が市税においては大きいということでございます。

それと、収入未済額が13億5,600万円以上あるということで、収入未済額もかなりあるわけでございます。

それと、当然それなりの原因はあろうかと思えます。その辺の不納欠損の大きいのと、それと現年度分の不納欠損がここに出てきているわけでございますけれども、その辺の内容は、当然現年度分でございますので、いろんな理由があると思えますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

当然、固定資産税もありますし、軽自動車税にもあります。都市計画税にもあるわけでございますので、その辺の関連、あるいは件数ですか、そういったものを説明いただきたいなと思えます。

それと、県支出金という形の中で、これ何ページになるんですかね、民生費委託金、40ペ

ージですね。ここで、20億6,200万円の予算現額に対して、調定額が2億9,810万3,798円ということでございますけれども、この予算の組み立てというのですか、その辺は22年度繰越明許費29億円組みました。この補正予算を組む時点で間違っていたと思うんです。こういう予算の組み立てということは、あり得ないと思うんです。それで、市長専決で5月6日でしたっけ、32億円ほど市長専決でやりました。それが今度は、国庫支出金として出ています。20億40万円ですか。その2分の1は国の補助金、2分の1は起債を起こして、あとで交付税措置しますということだと思うんです。それが本来の予算の組み立てだったと思うんです。23年の3月23日に補正を組みましたけれども、その時点で誤った予算立てだったんじゃないのかなと。

まず、それに申し上げたいのは、繰越明許費29億円行いましたけれども、繰越明許費の、自治法213条、繰り越される財源は税収入、あるいは国庫補助金、地方債、県支出金のところでしょうけれども、収入が確実なものでなければならないということをうたっているわけです。この時点で確実なものがなかったわけでしょう。そうじゃないですか。

それでそのあと、実は私、皆さんから支出決定通知書を出してくださいと申し上げました。いただきました、たしか。決定通知書でなく、いただいたのは環境衛生部長ですか、その通達文書をいただきました。繰り替え支弁の通達文書、その内容は、こういう緊急事態でありますので、それに必要な予算は講じてくださいと。繰り替え支弁というのは、とりあえず払ってください、あとでそれなりのものは精算しますということだと思うんです。財源のないものを予算に組んできたんじゃないのか、その結果このような形になって災害救助費の不用額が出てみたり。

それで、市長専決でやりましたのは、災害救助費ではなく今度は衛生費のほうで組んであると思うんです、環境衛生費で。ちょっとページ数が多いからちょっと分かりませんが、たしかそれで組んであると思うんです。それが災害廃棄物処理料ですか、塵芥処理費のね。本来ならば、それが本当の予算の組み立てだったと思うんです。それをたまたまあのときに、庁舎積立金、否決されましたね。それを大急ぎで1週間後に組んだのがこの結果なんです。我々がそのときに庁舎積立基金は、災害救助費に充てるべきであって、そういう形でやるべきであって、それであればね、当然繰り替え支弁ということが当てはまるんですけれども、これ繰り替え支弁でしてくださいというものを、予算で20億円組んでくるそのものがおかしかったと思うんです。それらについては、今、決算で初めて出てきたわけですが、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、日下議員のご質問にお答えいたします。

初めに、22年度、23年度と比べました税の収納状況につきましてご説明をいたします。

調定額につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成23年度につきましては84億4,843万円、平成22年度につきましては84億772万3,000円でございます、4,070万7,000円の増でございました。

収入額につきましては、23年度69億3,384万8,000円、22年度が68億5,617万9,000円、7,766万9,000円の増でございました。

不納欠損額につきましては、23年度1億5,856万9,000円、22年度1億5,832万円、24万9,000円の増でございました。

それから、収入未済額でございますが、平成23年度末でございますが、13億5,601万3,000円、22年度が13億9,322万4,000円、3,721万1,000円の縮減ができたところでございます。

続きまして、収納率でございますが、23年度の現年度につきましては96.02%、22年度の現年度が95.44%でございます、0.58%の増でございました。

滞納繰越分なんです、23年度につきましては11.41%、22年度が11.18%でしたので、0.23%の増でございます。

現年滞納繰り越し合わせまして、23年度が82.07%、22年度が81.55%でございます、0.52%の増ということでございました。

それから、不納欠損の関係でございますけれども、24万9,899円、昨年から見ますと増えてございます。これらにつきましては、長引く景気低迷の影響によりまして、個人所得が実質的に落ち込んでいる中、滞納者に対する滞納処分を行使する財産がない、滞納処分により生活困窮に陥る、所在不明など、今後の納付が困難な滞納者の時効に伴い、不納欠損をしたところでございます。市税の収納率が厳しい状況が続く中で、納税者の経済状況を調査し、滞納処分を実施したものでございます。

欠損の主な理由でございますが、地方税法第18条第1項によります5年時効につきましては9,876万6,543円、15条の7第4項、執行停止によります3年時効でございますが、550万4,056円でございます。それから、15条の7第5項、即時消滅でございますが、5,429万8,928円でございます。

それから、現年度分の不納欠損額についてのご質問でございますけれども、これにつま

しては、地方税法第15条の7第5項即時消滅時効の規定で定められておりまして、滞納者の死亡に伴い相続人がいないとき、または相続人が全員放棄したとき、解散した法人で無財産であるとき、それから国外への出国のときと該当条項がございます。

平成23年度の現年度分の不納欠損額でございますが、現年度分につきまして個人住民税が110万6,611円、固定資産税が164万2,343円、軽自動車税が20万4,800円、都市計画税が14万1,957円、合計で309万5,711円であります。

理由としましては、解散した法人で無財産が6法人130万2,298円で最も多く、続いて外国人の出国が30人で115万9,938円、相続人なしまたは全員放棄した者が4人で63万3,475円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、県支出金のこの不用額の大きなもの、その中で平成22年3月に組んだ補正予算、これが誤った予算ではなかったのかということが1点。

それから、その財源として確実なものではなかったのではないかと、そういうご指摘でございます。

それぞれ経緯を申し上げますと、3月補正で災害救助に係る経費と道路の仮復旧など、この経費を計上しております。この時点で組んだ予算は35億1,800万円、このうち災害廃棄物の処理の関係、これは道路の障害物の撤去・運搬というのが5億5,000万円、廃棄物の収集処分委託ということで10億310万円ほど組んでございます。

そのあともまた5月の専決処分で、災害廃棄物は別途衛生費に組んだ、これは確かにそのとおり組んでございます。このときに組んだのが、災害廃棄物の処理関係で20億円ということでございます。

まず、誤った予算ではないのかということでございますが、今回のような未曾有の災害で、その復旧については早期に継続して事業を行う必要があるだろうと、そういう中で、災害廃棄物に係る経費のうち当然生活に支障を来す障害物の除去・運搬費用は救助法の中にございますし、これも先ほど議員がご質問の中で述べられたように、県が費用支弁するということになっております。そこで上がってきた瓦れき、これも当然に早急な対応が必要であろうということで、この時点で組んだものでございました。

その後4月以降、国のほうで国庫補助金の該当になるということがあって、そこで改めて5月の予算に組み直した、これは確かにそのとおりでございます、3月に組んだものは、

確かにその時点では明確でなかったのではないかとわれれば、そのとおりかもしれません。ただ、その時点では、やはり住民の安心、安全、そういったことを最優先に考えたときには、最大限速やかに対応していく手段として当時は予算措置、さらに繰り越していく必要があるだろうということで考えたものです。

次に、確実な財源であったのかどうかという点でございますが、災害救助法の趣旨、それから県通知、4月になってからいただいた通知ですけれども、市が対象事業に支出した額については、その補てん財源が収納されるのは、まず確実というところがきちんと読み取れます。

仮に特定財源として見込んだ額が収納されないということがあったとした場合には、それは一時的に市の一般財源をもってこれを立て替える必要が生じるんですけれども、しかし、使用した額は必ず交付されるということがあります。ですから、そのところでは県の支出として見て問題ないのではないか、そのように考えております。

ただ、その中で組んだもののうち、仮設住宅の整備費、これも相当あとになって決定したものですから、8億円余りが入っていた。それと災害救助の分が10億円あった。その18億円が確かに予算で見込んだもののうちの中で不用になっている。そのぐらいの数字にはなっているというのが、それは確かでございます。

ただ、その時点ではうちのほうも、とにかくよく考えた中で、この予算を組んで継続して、しかも途切れなく実施する必要があるという、そういうものの考え方の中で組んだものでございます。その辺はぜひ、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 決して理解していないわけではないんです。理解はしています。

しかし、そのために財調はあるわけです、市の。あったのがあるわけです。そのために財調というのは、そういう形の中で、緊急時のためにある。全く財調なくするということは困ると思うんです。

ただ、これについては県の委託金で組んであるんです。委託金というのは、確実なものを県から受けるわけでしょう、市は。それで予算組んだらと思ったんです。我々は3月22日に補正を組んだ際には、当然国だって県を通じて入金する金がありますので、県を通じて入るのかなと思ったんです。この20億円くらいの県の支出金というのは、民生費ではなく県支出金で入ってきていますけれども、当然そういうことを想定したがためにこういう予算は適正かなと思ったんです。予算を編成するのは。

しかし、現実には29億円、繰り越しまで1週間しかないんです。3月23日ですから、1週間で29億円を繰越明許費しまして、計算書が6月で示されたのが28億幾らでしょう。使ったのは、1億幾らしか使っていないでしょう。

それで災害瓦れきの問題、当時、環境課長、今、環境課長は代わっていますけれども、環境課にありました結果、どういう契約をしていますかと、その災害瓦れきの処理については契約をやっていますかと言ったら、常用というんですか、その都度その都度支払いでしょう。であるから1億幾らしか出ていなかったんでしょ。繰越明許費の計算書で28億幾ら載ってきたでしょう。だからそういうことがあって、5月6日に専決をするわけです、市長専決を。6月時点では、そういった計算書が出ているわけです。しかし、5月6日に専決をするんです。たしか科目は違います。それは今度は衛生費で組むんですから。しかし、こういう形のものはそのときには、財調があるんだから財調を充当して、財政課長よく説明していただきました、かかったものは支払い必ず返してくれますよと、支払ってくれますということとは、それはあるんですよ。分かります、それは。

しかし、この時点ではそういったことではなかったのではないのでしょうかと。それと、この件について監査委員の指摘はございませんでしたか、こういう予算の組み立てに対して。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、日下議員ご指摘のように、財政調整基金があるんだからそれですべて賄って一たん措置しておく、これも必要でなかったのではないかと、そのようなご質問でございます。確かにそのような考えもよぎったことはあったと思います。当時、非常に忙しい中でございましたけれども。ただ少なくとも、この災害救助法の趣旨、それからその中で措置する、市が一たん支弁して、それは確実に入れていただけるというところがあって、その部分はやはり県の支出として見る必要があるのではないかとということで、そういう予算を組んだところでございました。

あと、監査委員の指摘というところがございますが、監査委員からはこの部分については指摘を受けたという記憶はございません。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 監査委員に指摘を受けない。私は指摘をしますけれども、議会では、そういうことがあったということ、監査委員は見逃しているかも知れないです、これは。通常は、我々も思っているんです。皆さんは、適正な予算を組んできたと思っているんです。

しかし、現実的には結果が、こういうことが生じるわけです。これは間違った予算だということは最初から思っていない。間違ったということは失礼ですね。いろいろ忙しかつたら誤った判断をしたということで、そういうことを最初から見ていないんですよ。

我々は、皆さんはプロですから、適正な予算編成をしてくれたものと思って、これに基づいてすべてをやるんですけれども、たまたま気がついたのは、同じ項目で市長専決でやられたから私は疑問を持ったわけです。そういう形でここに来ちゃうとその間がなければ分からなかったかも分からないんです。それだけなんです。これについては答弁はいりませんから。

ただ、監査委員は多分見逃しているかも知れない。多分、20億円の金が来ると来ないでは全く違いますから、その辺は。

私はそういうことで申し上げさせていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ここでも、税務課長にお願いしたいんですけれども、やはり不納欠損が大きいと。やはり国保会計、厳しい中で5億円つぎ込んであるわけです。不納欠損が大きい。

それと、収入未済額がかなりあります。収入済額の半分以上あるんです、未済額。こういう形で、大変でしょう、確かにこの徴収に関しては。大変でしょうけれども、やはりこの国保会計を維持する上には大変な努力もしなければならないと思います。

お願いですが、ぜひその辺を不納欠損がなく収入をより多くという形で、社会情勢厳しいわけなんですけれども、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。それについては、先ほど一般会計のほうでありましたので、同じ答えだと思いますんで、それについてはよろしいです。

それと、市長、お願いしたい。施設会計にありますね。ここで1,531万円ですか、歳入あったわけです。基金繰入金で800万円やるわけなんですけれども、やはり今までの基金6,500万円くらいあるんじゃないですか、滝郷診療所の基金、6,581万円ですか。やはりそれらは、こういういろんな中で、滝郷診療所は特に今までいろんな形の中で改修等いろいろお願いして、医師の確保を含めてお願いしてきたわけなんですけれども、当然やることによって利益が生

まれているんです。恐らくこの24年度に入りまして、どのような変化があるか分かりません。しかし、23年度で結果的には1,500万円、利益が上がっているわけです。だから決してマイナスな施設ではないと思うんです。でありますので、当然医師の確保もある程度のめどはついたということは聞いていますので、これから25年度以降は、スムーズな形で進むなと思います。

しかし、いろんな中でその現場の条件だとか、いろんなもの、今、先生と話をされている中では、当面やった中でいろいろ改修等も相談したいということでございましょうけれども、やはり地域医療を守るという、これから中央病院の医師不足だとか、いろんな中央病院のほうからも外部へ逆紹介しているわけです。ぜひそういう面で、診療所の施設等については、十分充実した施設を地域からお願いしたいし、ぜひその辺を考えてほしいなど。

それと、6,500万円あって、23年度末で800万円の積み立てをする予定ですがけれども、そうしますと、この6,500万円にこの800万円が増えるということで、加算されるということによってよいのでしょうか、今年度中に。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） ただいまのご質問ですがけれども、基金の関係ですか。23年度末の基金に今回の剰余金の半分を積み立てることになります。そうしますと、約7,300万円という形で24年度はなる予定でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 滝郷診療所のことでありますけれども、地元の議員の皆さん方から、たびたび要望を、いろんなことを要請されているわけでありまして、そのことは着実に交渉締結の時点を迎えているというようなことの中で、医師の先生と今後の滝郷診療所の施設設備については、先生にも聞いたんですがけれども、少し半年くらい休院して直してから先生に来てもらったほうがいいのかなというような話もしたんですがけれども、それよりは、やっているうちにいろんな足りない部分があるというような部分で、やりながら改善点を見つけながらやっていくというようなことを伺っておりますので、そういった部分で、全面的に先生と意思の疎通を図りながら、地元の診療所として、中央病院の問題もありますけれども、そういった部分で充実、発展をさせていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、お願いしたいなと思います。

我々ももし、遅ればせながら微力ではありますがありますが、いろんな面で役に立つことがあれば役立ちたいと思いますので、ぜひ市長の今の気持ちを、私は4区の区民の皆さんに伝えておきますので、ぜひまたそういう形でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

飯嶋正利議員。

○2番(飯嶋正利) 議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算について幾つかお聞きしたいと思います。

12ページ、企画費の中の企画事務費。これは病院のほうの検討委員会のほうの報償費かなというふうに思うんですが、これをどのように、一律で報償費を払っていくのか、メンバーを教えてくださいながら、ちょっと教えていただきたいと思います。

2点目、18ページ。災害公営住宅の建設についてということで、4億円の予算が計上されておりますが、これの具体的な建設の場所、構造物の、どのような建物を建てるのか、戸数はこの間30戸というお話がございました。あと、家賃については、家賃も収入によっても違うのかなというふうに思いますが、教えていただければありがたいなと。また、これは災害復興住宅なんで一般の方は入れないと思うんですが、どういう方が希望されているのか、また、家族構成、年齢等も分かれば教えていただきたいたいなというふうに考えております。

3点目、19ページです。放課後児童クラブ室建設事業ということで、この6月に共和のほうもございましたが、どのような建物を建てるのか。また、今、子どもが減っている中で、空き教室も出るんじゃないかなというふうに考えていますが、その辺のところも含めてご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 飯嶋正利議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 予算書12ページ、説明欄の企画事務費26万円の具体的な内容についてお答えいたします。

これは、本定例会後に予定しています旭中央病院検討委員会の委員に対する報償費と旅費

であるわけであります。

初めに、報償金の内容です。委員は13名の構成です。具体的に今、議員がおっしゃられましたので、具体的には13名の内訳ですけれども、学識経験者が3名、旭市医師会1名、市民代表が2名、議会から1名、県職員が1名、旭中央病院が3名、市職員が2名という13名であるわけです。そのうち、市職員と中央病院の計5名分を除く8名の委員に1回当たりの報償金6,000円を、そしてその会議想定回数4回考えてますので、掛け算しまして19万2,000円を計上いたしました。

次に、旅費の内訳であります。委員13名のうち、学識経験者としてお願いしました東京都内と千葉市内から会議に出張されます委員3名の電車運賃、これ実費分ですけれども、これに会議想定回数の先ほどの4回掛け算しまして6万8,000円、これを計上したわけであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、18ページになります。災害公営住宅建設工事の具体的な内容ということで、場所、構造、家賃、どういう方が希望しているかと、そのようなご質問でございました。

これにつきましては、10月中旬の復興交付金事業の申請に向けて、今準備をしているところということが前提でございます。その中で、今、案として考えているところということでお答えしたいと思います。

建設の予定地でございますが、市有地の中で模索した結果、今、応急仮設住宅の飯岡地区にあります一番南側の舗装していない碎石敷の駐車場があるんですけれども、そこをまず候補地として考えたいと、そのように思っております。

構造規模につきましては、震災に強い、津波等にも耐えられるというところがあって、できれば鉄筋コンクリート造りで身障対応も考えますとエレベーターをつけたいということがあって、3階建て以上であればエレベーターがつくということがありましたので、できれば3階建てで、戸数は先ほどお話がございました30戸、これを上限かなということで予定しています。

あと、世帯の構成ということもあるんですけれども、これは、入居を希望している世帯のうち63%の世帯が高齢世帯です。ただ、高齢者を含む世帯ということになりますと、実は88.9%ということで、ほとんどが高齢を含む世帯ということになります。そういう世帯構成

でございます。

あと、単身が14、複数世帯が今13、実際にはこの調査から漏れているところがあるかもしれませんので、それらを想定していると。

あと、家賃につきましては、現段階では細かく算定はできませんけれども、一定の期間は収入に応じて家賃費用を支援する家賃の低廉化事業というのがありますので、そういうものを活用したいと考えています。具体的には、家賃の算定基礎額というのが収入に応じた額が定められています。そこから広さ、それから市町村の立地、それから経過の年数、そういったもので家賃が算定されると。単身向けであれば、それほど高い金額にいかないで済むのかなと、今の状況ではまだそこまでしか答えられない状況であるということでご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから19ページの放課後児童クラブについてご説明申し上げます。

この放課後児童クラブの内容でございますが、どのような建物を建てるのか、それから空き教室が出るのではないかとというようなご質問でございましたが、まずこの内容でございますけれども、嚶鳴小学校での整備を平成25年度から進めたいということで、本年度、今、設計を委託するということでございます。

それで、どのような建物かということでございますが、この嚶鳴小学校の児童クラブですけれども、40名程度を上限に区分けするようになっておりますので、現在約70名の希望している児童がいるということでございますので、二つの教室ができるような形にするということでございます。ですので、建物も2クラブを分けて運営できるような形にするということでございます。

構造につきましては、木造で平家建てでございます。

面積は、建坪で70坪、約230平方メートルを一応予定しております。

それからあと、今後の嚶鳴小学校の子どもの数でございますけれども、現在、嚶鳴小学校、実は市内15校の小学校の中で2番目、中央小に続いて2番目に大きいという学校でございます。それで、こちらのほうで一応推計をしまして、24年4月、今年の4月現在で371名、クラス数が普通クラス12学級、あと知的が1学級、言語が2学級、自閉症障害児学級1クラスということで、合計16クラスで現在運営されております。

この状況に、現在、嚶鳴地区に住んでおりますゼロ歳児までを加味した推計では、5年後

の平成29年4月に318名ということになります。クラス数のほうでございますが、これから推計、これで全部やっていきますと、実はクラス数は変わりません。12クラスということで、特別支援学級についても一応、今の状況を見ますと、今後4クラスはやっぱり維持されるのかなということで、いわゆるその空き学級については、今のところ私たちの推計では生まれないというふうに一応見ております。ということでございます。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 1点目についてはそれで結構でございます。

2点目です。この災害復興住宅のほう、4億円ということで1戸当たり計算すると1,300万円を超えるということなんで、かなりの高齢者もいるということで、確かにこの高層のほうがいろんな面で使い勝手がいい面もあると思うんですが、ある程度、飯岡の方は飯岡に住みたいということで、やっぱりコミュニケーションをかなり大事にしているところはあると思うんですが、その辺を含めてどうでしょう、高齢の方は本当は平家のほうがよかったりということもないのかなというふうに思っています。

また、いずれは市営住宅と同じ扱いになると思うんですが、一般の被災した人以外は入れないのか、また入れるとすればいつになるか、そういったものには入れるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと3点目。この空き教室というのは、今後も例えばまだこういった児童クラブの建物というのは建てる予定があるのか。また他市町村というのは、どのような空き教室を利用したり、そういったこともお聞かせいただければありがたいなと考えております。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 高齢者の方がたくさんいて、コミュニケーションのとり方、平家のほうがというようなご指摘でございましたけれども、県のほうの発表している仮に10メートルの津波が来たときに、あそこのところでも50センチぐらいの実は浸水の可能性がある、これはあくまでも可能性でございますけれども、そういったことを考えたときに、やはり安心、安全を考えたときには、少し高いところへ避難できるようにしたほうがいいんじゃないかということで、今回、屋上部分については陸屋根として、できれば避難場所として利用できるようにしたいと、そのように考えておりますので、その辺のご理解いただければなと思っております。

それと、いずれ市営住宅ということで、今回も確かに災害公営住宅として建設するので、

市営住宅ではあるんですけれども、少なくとも当初申し込める方は家屋を滅失した方、これ限定になって、少なくとも３年間はその形でいかざるを得ないだろうと。その段階で空いていけば、一般のほうにという形になっていくのかなと。いずれにしても、市営住宅、公営住宅法に基づく家賃算定とされますから、家賃については相当低く抑えながらいけるのかなと、そのようには考えております。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） まず、最初の今後の計画ということでございますけれども、とりあえず私たちのほうで今の状況、今後の児童の推移というものを見ておりまして、一応緊急性を要しました共和と嚶鳴ということで考えておりまして、あと、実は教室を兼用で使っている学校が数校ありますので、その辺をまずは改善をしたいということも考えているんですが、ただ、今、申し上げましたように、嚶鳴地区が非常に周りの住宅があるということで、全体的にはもちろん児童の数は減っていくんですけれども、その減り方を見たときに、今後どういった対応が必要となってくるかということで、ですからその辺の今後の児童の推移と地域の要望とか、そういったものをかんがみて考えていく必要があるのかなということで考えております。

当面は、今申し上げましたように兼用教室、実は学校の中といいますか、それを使っているところがやはり７校ほどございまして、あとそれ以外は体育館等の空いているところを使っているんですけれども、特に学校の中につきましては、子どもの数が少ない割には空き教室があるところがあるところがありますので、そういったところは空き教室を十分使えるんですけれども、今申し上げました嚶鳴小あたりは、本当にもう兼用という形でやっているものですから、そういったようなところが若干ございますので、その辺を今後の子どもの動きを見ながら考えていきたいと、こう考えております。

それから、周りの市の状況でございますけれども、銚子市や匝瑳市につきましては、本市ほど開設している数は多うございませぬ。少ないという状況です。例えば、匝瑳市でいいますと、学校の敷地外にも作っております。学校の中じゃなくて、敷地外で運営しているところもございます。ただ、例えば匝瑳市辺りですと、非常に本市に比べまして子どもの数の減り方が大きいということでありまして、ですので、本市よりも空き教室が出る状況が学校によってはあるというふうに聞いておりますので、そういったような状況でございまして、数的にはうちがすべての学校で開設しているものですから、そこのほうの改善をしていきたいということで、他市はそういうような状況でございます。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、何点か質問します。

まず、12ページ、広報活動費の関係でございますが、前回、説明で災害復興基金を活用し、震災記録誌を全戸配布するということでございますが、1点目としては、今回作るという震災記録誌、昨年たしか2,000部作ったと思うんですが、これと同じものなのか、また違いがあるのか。そして、前回はどのような予算で作ったのか。また、ちなみに前回の1冊当たりの単価についてお尋ねします。

それから、2点目として、今回、全戸配布するに当たっての発行部数と1冊当たりの単価。そして、この完成の時期と配布の時期についてお尋ねします。

それから、同じ12ページの企画事務費の具体的な内容、先ほど飯嶋議員も質問した中で、私も何点か質問させていただきたいと思いますが、報奨金、費用弁償等につきましては、それから誰に払うのかにつきましては、これは答弁いただいておりますので結構でございます。

そういう中で委員が決定していれば、その委員の報告をお願いしたいと思います。

それから、この予算を使用して何を検討する委員なのか具体的に説明をお願いします。

そして、決算の補足説明でも、中央病院は引き続き健全な経営を維持しているとの説明があった中で、経営に関する検討なのかその辺をお尋ねします。

次に16ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金の具体的な内容でございますが、前回の説明では、破損により機能停止が懸念される道路改修の実施設計業務とGISに対する管路網図の作成を行うということでございますが、管路網図をなぜ今、作るのか。それから既存の管路図を利用できないのか。それから、GISに対応するとはどういうことなのか。それから、当初管路を埋設したとき、そのような図面を作成しなかったのか。それから、管路改修を今後行う予定なのか。その辺をお尋ねします。

それから、18ページ、災害公営住宅の建設工事の具体的な内容でございますが、これもちょっと飯嶋議員の質問と重複する面がありますが、まず、大きさ、戸数です。そういう中で、1室の面積、それから坪単価、これをお尋ねします。

そして、この高齢者が多い中でなぜ3階なのか。そして、エレベーターを作るということでございますが、後々かなりのメンテがかかると思うんですが、その辺をお尋ねします。

それから、高齢者が多く入居すると思われますので、お互いの関係を図る上、よく今、独居老人の死亡なんかありますね、そのようなお互いに監視する中で、むしろ平家のほうがい

いのではないかとと思われる中で、なぜ3階なのか。

それから、家賃。まだ決まっていないということでございますが、今、仮設住宅に入っている人、これは無料ですね。そういう中で、今度は1万円でも2万円でも取られますと急に高くなったという感じがすると思うんですが、そういう中で、先ほどまだこの家賃は分からないということでございますが、ざっくりで結構です。出していただきたいと思います。

それから、将来的にはこの方々、退室された場合、一般の人も入居できるのか、その辺をお尋ねします。

それから、次に19ページです。放課後児童クラブの関係でございますが、クラブ室の面積、これは70坪という先ほど答弁がありました、どのくらいの費用を想定しているのか。そして建設場所はどこに造るのか。それから、構造についてはどういう構造なのか。それから、先ほど将来の生徒の推計、それから児童クラブの推計、出されておりますが、そういう中で生徒数変わらないということでございますが、私の出した数字ではかなり減るんですが、なぜ減らないという数字が出ているのか。それから、現在の教室の数、それからクラス数は先ほど16、これは出ておりますので、教室の数、そういう中でその教室を有効活用できないのか、お尋ねをします。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、お答えいたします。

今回の補正です。これは昨年のもと同じものかというご質問です。

これは、昨年のもとは全く同じものです。前回のものは、予算措置した後に公共施設、県とか、それから小・中学校、それから市内の図書館、公民館、こういうところに配布するために2,000部の作成をいたしました。今回の補正の内容につきまして発行部数でございますが、2万5,000部です。

それと完成時期です。それから配布、これにつきましては、6月の総務常任委員会の中で、私のほうでお話しさせていただいたんですが、今回の被災地あさひにつきましては個人、各種団体を通じて、いろんな資料の収集によりまして、このことによりまして大変よいものができた、仕上がったと思っています。今回この被災の状況を風化させることなく、後世に伝えたい。そのためには、より早く全戸配布をしたいということから、現計予算の中で執行させていただきたいというお願いをさせていただきました。このことによりまして、今回は完

成時期、今、補正予算を組みながら、完成時期につきましては7月31日に完成しております。それから各区長さんをお願いいたしまして、各戸配布につきましては8月9日に全戸配布しております。

あと単価ですが、全戸配布いたしました単価は、総額で611万6,250円、これで2万5,000部ですので、1冊当たりの単価244.65円です。

以上です。

(発言する人あり)

○秘書広報課長（伊藤 浩） 2,000部につきましては作成費ということで委託料でありまして、それを総額の委託料を1冊当たり単価でやりますと、3,412.50円、3,412円ということです。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 同じく12ページです。説明欄、企画事務費のご質問がありました。委員が決定をしていれば報告をとということですから、先ほど飯嶋議員に報告してさらにですから、もう少し詳しく述べよということだと思います。昨日、実は全員承諾をいただきましたので、もう少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

学識経験者3名です。お一方は、全国社会保険協会連合会、近藤常務理事であります。それと2人目は、千葉大の医学部附属病院の高林副病院長。3人目ですけれども、東日本税理士法人、長隆さん、代表社員であります。それから旭市医師会の代表の方は、江畑理事でございます。市民代表2名につきましては、区長会長と代表監査委員にお願いしました。それから、議会は議長にということであります。それから、千葉県の職員は医療整備課長にお願いしました。中央病院の3人は、事業管理者と事務部長と企画監ということです。それと旭市の職員は2名ですけれども、副市長と財政課長にお願いしました。以上、これが13名の内訳でございます。

それと2点目、この予算を使って何を検討するのかということでありました。3点目の経営に関する検討なのかというご質問でありますので、一緒に答えさせていただきたいと思います。

7月に設置要綱を定めましたので、その第2条で4点掲げてありますので述べさせていただきたいと思います。地域医療において、中央病院が果たすべき役割に関することが一つです。二つ目としまして、中央病院における課題と対策であります。3点目ですけれども、こ

れは経営形態の調査及び研究に関すること。4点目、その他、市長が特に必要と認めたという事項を掲げて4点。これが目的であります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは16ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金についてご説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯になってしまいますが、農業集落排水事業の管路網図につきましては、江ヶ崎地区は平成5年度県営事業、琴田地区につきましては平成9年度市営事業として実施されたものでございます。

既存資料につきましては、両事業ともに施工図をもとに出来高を落とした程度のもので詳細な部分がありませんでした。供用後は大きな事故、修繕もなく推移してまいりましたが、最近になりまして江ヶ崎地区の管路について、一部亀裂等による不明水の流入が確認されました。このときに既存資料との相違がかなりあることが判明いたしましたので、両地区の既存資料を再度現地と合わせてみますと、かなりの相違がありましたので、今回将来の一元管理に向けて管路網図の整備が必要との判断をいたしました。

G I Sに対応することで、図面上で道路台帳、構図等の他の情報と合わせて管路の埋設状況を確認することができ、万一の場合に迅速な対応が可能になることから、G I S対応とするものでございます。

それでは、ご質問の繰出金の具体的な内容についてご説明申し上げますが、これにつきましては、議案第12号の補足説明でご説明させていただいたとおりでございますが、主な内容といたしましては、県道旭笹川線に係る排水管の破損等に対し、機能停止等が懸念される管路施設約800メートルを改修するための実施設計業務、また災害対応力強化のため、G I Sに対応した江ヶ崎地区・琴田地区の管路網図の作成業務に係る委託料を災害復興基金を全面的に活用いたしまして、今後の業務推進を図ろうとするものでございます。

なお、最後のご質問でございますが、今後毎年行うかということでございますが、当面は不明水等、破損が見られる800メートル区間のみを予定してございます。

また、G I Sといいますのは、地理情報システムと申しまして、阪神・淡路大震災の反省に基づきまして、ライフラインの早期復旧を目的に国土交通省が整備したものでございます。位置に関する情報データ、これは空間データも含んでおりますが、それらを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度の分析や迅速な判断を可能にする技術ということでござい

す。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅に関するご質問についてお答えいたします。

まず、大きさ、戸数、部屋の面積ということでございました。今、考えているのは、1DKから3DKの大きさを想定しております。その中で、今、公営住宅の標準の建設面積というのが一つあります。これは65平米です。ですから、仮に3DKで標準でといったときには、65平米前後というのが一つの目安になるんだと思います。ただ、それに応じて1DK等は面積が小さくなっていくと。ですから、40から45ぐらいの面積にはなるんだろうなと思っています。これらを全部積み上げていくと、多分、1,700から1,800ぐらいの面積になっていくだろうと。そうすると、坪単価ということでこれを割り返していけば、七十五・六万円という数字が出てまいります。これは、公営住宅を建てるときの標準の建築費とほぼ同じぐらいの金額で想定できているかなと思っています。

それと、なぜ3階建てにするのかということなんですけれども、先ほど飯嶋議員のところでもお答えいたしましたけれども、津波の関係もある、それと屋上をできれば避難場所としても活用したい、それと安心を与えたいという、そういうところがございますので、そういう形にしたい。

それから、お互いの関係ということで、コミュニティーの件がありますけれども、これは、また別途検討させていただきたいなと思っております。

それと、家賃なんですけれども、ざっくりということでございましたが、ちなみに今、家賃算定をする場合の標準の算定基礎額というのが、収入が月額10万4,000円以下、これは一番低い階層になるんですけれども、その方が3万4,400円というのがあります。これはあと面積に応じて割落としがかけられて、市町村の利便係数等をかけて徐々に低減していくことになります。そうすると、今、仮にざっと弾けば1万5,000円前後が一番安い金額になる、けれども、さらに低廉化事業というのがあって、それを活用したいということでいけば、当初はその3分の1程度で入れるのかな、一番安い方はそのぐらいの想定はあります。あくまでもアバウトなんですけれども、そういった想定はしております。

あと、退室したときに一般の方が入れるのかということなんですけれども、当然退室して、当初特例入居ということで収入のある方も被災を受けてれば入れますけれども、ある年数が来たときには、それで収入超過という形になって、家を建てたときには出ていくと、そうい

うことがあります。そのときには、今度空いたときには一般入居が可能になるということになります。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、ただいまのご質問について説明させていただきます。

最初にどのぐらいの費用でということですが、一応費用といたしましては、本体建築費、これにはもちろん浄化槽とか水回り、空調、あるいは周りのロッカーの備えつけのさまざまな備品等を合わせまして4,950万円、ただこのうち県の補助金が2,867万2,000円と見込んでおります。費用については以上でございます。

建設場所でございますが、嚶鳴小学校の東側の正門のすぐ南側の南北の道路沿いに杉林が茂っている場所がありまして、そこは現在特に使われていないんですけれども、その場所を考えております。

それからあと、構造のほうでございますが、先ほど申し上げましたように木造の一応平家建てを用意しております。

それからあと、子どもの推計でございますけれども、先ほど私のほうで説明させていただきましたが、嚶鳴地区につきましては、子どもの数につきましては24年4月、今年の4月現在371名です。それで、5年後の29年4月は318名、もちろんこれは社会増等、全く考えておりませんが、318名ということで、これは減っております。ただ、学級数なんです、実は学級数のほう、学年のほうで全部カウントしていきますと、1年生、2年生は現在37か38というふうので1学級になっているんですけれども、一般的にはまだ現在国のほうで40人ということで1学級やっているんですけれども、全学年とも40人を超えておりますので、学年につきましては、いわゆる生徒数は減ってはもちろんいるんですけれども、学級数については変動はないと、つまりこのままずっとしばらく2学級が続いていくと、学年でどこかもしも40名を割ってしまいます、あるいは1年生で38名ぐらい割ってしまいますと2学級ということもあるんですけれども、一応こちらの推計では、嚶鳴小につきましては、ずっと2学級でこのまま続いていくというふうに、一応こちらのほうで算出しております。

また、特別支援学級等につきましても、先ほど申し上げましたように、今、非常に特別支援の対象といえますか、そういった子どもが増えているものですので、こちらについてもこのままでいくのかなと。特に言語学級というのを嚶鳴小は設けているんですけれども、ここはセンター的な活動をしておりまして、市内で中央小学校と嚶鳴小2校だけが言語学級とい

う学級を持っておりまして、周りの学校からも子どもたちが来るということで対応しておりますので、現状を見たときには、子どもの数はもちろん若干減っていきますが、教室については一応今のところ当面減らないということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、もう2点ほどお答えさせていただきます。

最初に、教室の数のほうでございますけれども、嚶鳴小学校、先ほども申し上げましたように、いわゆるクラス数でいいますと普通学級が12、特別支援学級が4クラスで16学級ということでございますが、それ以外の教室ということで3階ですけれども、もう一つ視聴覚室がございます。3階に視聴覚室、それからあと2階には少人数教室がございます。2階に少人数教室、1教室ございます。あと1階の主なものですが、いろいろ職員室とか更衣室、保健室とかあるんですけれども、主な部屋でいいますと、家庭科室が1階にございます。あとその奥に先ほど申し上げました言語学級が使う部屋ということで、一つ部屋がございます。あとそれ以外に2階に理科室と音楽室。あと平成に入りまして新たに教室が少ないということでつけ足しました別棟になっておりまして、図工室と図書室がございます。現在はこの図工室と図書室を兼用という形で学童のほうで使っているという形でございます。

教室の主なものについては以上です。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） それ以外ですか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） 総数ですか。

子どもたちが使う教室といたしましては8教室です。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　そうですね、教室といいますか、図工室、図書室とかですね、いろいろな施設がもともと設置されている教室もございますので、子どもたちが活動する部屋という形で、教室というよりも子どもたちが活動する部屋という形になります。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　それ以外に保健室とか、資料室とか、職員室、校長室というような形になっております。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　はい、そうです。

続きまして、学童のいわゆる推移でございますけれども、今年の4月の段階で嚶鳴小学校371名のうち70名が利用しておりまして、率といたしまして18.9%という状況でございます。それで、5年後の29年4月、先ほど申し上げましたように児童数が318名となりますが、これを一応私たちといたしましては75名程度の利用があるんじゃないかと考えております。利用率23.6%。

この上昇傾向を見る要因といたしまして、嚶鳴小学校のこれまでの過去との比較を実は出しましたところ、平成18年度で1年生のほうなんですけれども、54人のうち11人が学童を利用しておりました。平成18年、1年54人の新入生のうち11名が学童を利用しておりました。20.4%の利用率でありました。これが今年の平成24年度になりますと、1年生59名、5名増えておりまして、59名のうち23人の利用で39%の利用と伸びております。この辺から、一応先ほど申し上げましたように、あと周りの嚶鳴小の状況とか、こういったものを考えたときに、いわゆる率としては23.6%ぐらい、全校の児童は減るんですけれども、むしろ率は横ばい、あるいは若干増えるんじゃないかなというふうに考えて、微増ということで一応考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介)　企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一)　議員がおっしゃられるように何をやるのかというのが先ほど申し上げました要綱に定めた四つということでお答えさせていただきました。

議員は、さらに詳しくもっと具体的にということであるんでしょうけれども、これからそれは詰めるところでありますので、申し訳ございません、先ほどの答えでご了承お願いしたい

と思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず広報活動費の件でございますが、前回の説明では、補正を組んだ中でこれから記録誌を作っていくということでございましたが、私もびっくりしましたが、補正を組まないで予算を使えるなら、何も議会なんかいらんと思うんです。何のための議会なのか、議会にそういう予算を上程するのか、まずその辺1点お尋ねします。

それから、そのようなことが通ることであれば、ほかの予算もこういうことがままあるんじゃないかと思うんですが、私たちの分かんないところで。それについて。

それから、使ってから補正予算を組むということは、これでは全く計画性も何もあったものじゃないんです。皆さん、そのために働いているんでしょう。これではまるっきり議会軽視じゃないんですか。その辺、まずお尋ねします。

それから、次の企画事務費の関係でございますが、これではあまりにもざっくりで、今の病院の現状を見た場合で、なぜこういう検討委員会を開く必要があるのか。経営も万全、それから医者不足もこの前の議会の答弁では、医師マンションの問題、それから学力の問題、これを解決すれば医者不足解決するということなんですよ。なぜそういう中で、検討委員会を作る、それで開かなければならない、それというのはやはり、この前の議会答弁と病院からの執行サイドへの医者不足の説明、全然違うということになっちゃうと思うんです。そういう中での答弁。

それから、次に農業集落排水の繰出金の関係でございますが、先ほどの答弁ですと、かなり管が壊れているということでございますが、これは何年くらいしているのか。そんな中でなぜこの配管図が、当然これを作るときには、こういうふうに管は埋めるんだよと、そういう配管図はあると思うんです。それがなくて適当に埋めたのかということなんです。その辺、お尋ねします。

それから、次に災害復興住宅の件でございますが、それは確かに3階建て、避難場所を含めた中で建設、これはいいかもしれません。しかし今、かなり孤独死が多くなっているんです。それからやはり、マンション形式にしますとコミュニケーションがとれない、隣は何をする者ぞになっちゃうわけです。そういう中で、それらはやはり別にしたほうが私はいいと思うんです。そして、まして高齢者が多いわけですから、それは確かにエレベーターがあれば問題ないと言うかもしれませんが、やっぱり年寄りはそこも大変なんです。その辺をどう

いうふうに考えているのか。

それから、かなり家賃については、いろんな措置される中で安いと思うんですが、この高齢者の方々、だんだん収入が減っちゃうわけです。そういう中で、果たしてこの家賃を払えるのか、払えないのか。それから、前回28戸ですか、この方々が入りたいということでございますが、家賃との整合性の中で、今は家賃ただですから、それで……

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) だから、その辺聞かなくちゃ。

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) その辺も含めてね。ですから、28名の方々が、その辺を含めた中で本当に入れるのかどうかお尋ねします。

それから、次に放課後児童クラブの件でございますが、嚶鳴の場合、かなり生徒数、多いわけです、教室から見ますと。そういう中で、先ほどお答えいただきましたが、教室、ほかの学校から見ますとかなり窮屈な面もあるわけです。しかし、そういう中で、今度これは計画としては木造平家で約70坪、それで4,950万円、坪で70万円、大分今度は共和から見ますと安くなるような感じなんです、材質がかなり違うのか、その辺もお答えいただきます。

その辺をお尋ねします。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長(伊藤 浩) それでは、使用してからの補正予算というのは非常におかしいと、議会軽視じゃないかということでもあります。

先ほども私のほうから、担当の立場からご説明させていただきたいんですが、6月議会の中でもご説明させていただいたと、それから思いといたしまして、早い時期に全戸配布をして市民の皆様方に見ていただきたいという思いからの執行でありました。

あと、予算の作り方につきましては、また財政課長のほうから答弁があると思います。よろしくをお願いします。

○議長(林 俊介) 財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 先に執行してしまっ、そのあとで予算づけをすることという、そういう趣旨のご質問だと思います。計画性がないと。

ただ今回の事業につきましては、きちんと6月の議会の中で説明をしながら、それで先行して進んだということがございました。そのほかにも、確かに予算というのは、目的を持っ

て執行されるものというのは、議員ご指摘のとおりだと思うんです。ただ、同じ款、項というのが、実は一つ議決事項であって、それ以下の目、節というのは執行科目になります。そういうところの中で、当然流用、予算が少し足りなければ予備費の充当があると。あるいは、予算を流用して当初予定していなかった事業をやっていく上で、その後、補正予算をもって当初の予算事業を執行は当然できる。今回は、既に持っていた広報の予算という現計予算があって、その中で災害のPRをしたいということがあって、その中で先食いをした、それを補てんするという今回の補正予算ですので、これは問題がないのかなとそうように考えています。

もう一つ質問の中で、こういうことが多々あるんじゃないかというそういうご質問がございました。それは実務の中で、確かにちょっと足りないことは多々あります。それをじゃ、議会に全部はからないでやっているんじゃないかというそういうことは決してございませんので、きちんと予備費を充当したときには、決算書の中にもそういう形をしました。確かにこれは後づけの説明になってしまう場合もあるかもしれませんが、少なくともその時点でどうしても必要なものについては、予算をつけて実施しているということをご理解いただければなと思っています。

それと、このまま災害公営住宅のほう、よろしいですか。

まず3階建ての件で、またご質問がございましたが、ただ、今回建てる場所というのは、実は候補地を選定する上で、例えば今の双葉住宅が建っているところ、それから旧海上中のところ、それから台地のところ、いろんなところをちょっと想定はしたんです。当然、今、高齢者が多いということで、非常に利便性が高く、あそこであれば実は社会福祉協議会もいる、保健師もすぐわきにいて、そういったところでの相談が非常にやりやすいところではないかと、あそこがベストではないのかなというような、そういうところもあって、まずあそこを選定しているということも内部の協議の中ではしたところもございました。

あと、収入が減っていくということで、払えるのかというご質問がありましたけれども、実際には公営住宅、今、市が持っている相当古い公営住宅でも、実際には例えば旭でいいますとみどり住宅とかありますけれども、あそこも3,500円から6,000円程度の家賃を取っております。その方たちも本当に収入のない方、相当入っていますけれども、結構きちんと払っていただいているという状況もあります。あと公営住宅、新しいところでは、鐺木住宅が一番新しいと思いますけれども、ここは確かに一番高い方は3万円を超えています。

ただ、そういう家賃の算定の方法というのは、やはりある程度、年数のところはあります

けれども、今回高齢の方で収入がないという方であれば、当然低く抑えられるところがございます。今、公営住宅に入っている方々、本当に年金暮らしの方が相当多うございまして、そういう方たちもきちんと生活をしている状況である。そういうところは、社会福祉の部門と連携をとりながら、うちのほう、管理をしている状況でございますので、そういうところも踏まえて、この辺はご理解いただくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の検討委員会の、どういう目的で設置するのか、具体的な内容ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

高橋議員が言われるように、中央病院の内部の努力で医師不足、経営黒字だというようなことはずっと言われてきているわけで、実際にそういった状況で続いているわけでありましてけれども、今年の当初、医師が大量に退職した、そんなような状況、全国的にも医師不足が叫ばれている中、そういった問題も含めながら、この香取・海匠地域の総合的ないろんな部分での医療連携を含め、東部地区の中核病院として、これから長い間にわたって持続可能な経営の充実を図るにはどうしたらいいのか、そういったことを経営の問題点、方向性を踏まえながら現実の状況を出していただきまして、検討していただくというようなことを、この時期、転ばぬ先のつえといいましょうか、そういった部分でも必要ではないかという思いで、この検討委員会設置に至ったわけでありまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、農業集落排水の関係でお答え申し上げます。

まず、経過年数でございますが、先ほどご説明いたしましたように、江ヶ崎地区につきましては平成5年度から事業を開始しました。その後6年間かかりまして、供用開始は平成10年5月でございます。ですから、まる14年、ただいま15年目となっております。

それと、いわゆる管路網図がなぜないのかというご質問でございますが、当時につきましては、こちらから提示いたしました設計図面へ出来高を落としたもの、あるいは別に作っておりますが、設計値に対しまして出来高値を表示してございますが、いわゆる出来高調書というもののみでございました。こちらでも当時の設計図書等確認いたしましたが、中身にはこの管路網図の作成というものがございませんでした。なぜ当時作らなかったのか、これは当然ながら経費という部分もありますし、考えられるんですが、当時の設計図書等にはその指示がございませんでした。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、共和小との比較の部分でございますが、実は共和小学校は1クラブを作るのに対しまして、嚶鳴小学校は2クラブということなんです。それで、そのいわゆる子どもたちが使うプレイルームという大きな部屋が、生活室があるんですけども、それ以外に結局、女子トイレ、男子トイレあるいは多目的トイレ、それからあと水飲み場とか玄関とか静養室とか湯沸かし室とか、それ以外の部屋があるんですけども、2グループになるんですけども、その部分は共用という形で、二つありますけれども、それが単純に2倍になるわけではないということで、ですからクラブが二つあっても共用部分の一つであるという形になりますので、いわゆるお互いが使える部分、それだけ単純に2倍にはなっていないという形になっておりますので、多分その辺で価格の違いが出てくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 広報の問題ですが、6月の議会で説明したということでございますので、やはりこれらにつきましては、こういうことであれば、きちっと6月の議会で説明した中で、やるとなればやはりあとから補正予算、その議会にも出せるわけです。説明ではなく、やはりこれからはそういう正規のルートにのっとってやっていただきたいと思います。

それから、検討委員会。これは一部議員から検討委員会を作ったほうがという中で作られたと思うんですが、やはりきちとした目的ですか、そういう中で検討委員会、やっていただきたいと思います。

それから、あと農業集落排水の件ですが、平成10年から供用を開始したということでございますが、こういうものは十何年でみんな、ある程度のそういう補修をしなくちゃならないものなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、県道沿いのこの800メートル区間ですが、当時は陶製のものを使用しております。それと、県道、これはロボットカメラで調査しましたら、本来真円であるべきものがいびつであったり、あるいは楕円であったり、これは過度な荷重によるものと推測されます。通常ですと、ヒューム管等々入れると思うんですが、そこに関しまし

ては舗道ということで陶製の管を使用しておりました。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 病院事業会計補正予算について、質疑を一つお聞きしたいと思います。

まず、市長にお伺いしたいんですけれども、議案提出者が市長ですので、市長、この宿舍建設工事26億2,500万円、この建設工事はいつの時点で知ることができたのか、まずそれを1点お願いしたいと思います。

それと、一昨日、説明の中で予算は26億2,500万円を計上したわけでございますけれども、20億円以内でおさめたいということ、たしか説明あったと思います。そのような26億円の中で20億円以内におさめるというような計画でございますけれども、その計画は現時点でどこまで計画されているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 補正といいましょうか、補正にかかわる問題についていつ知ったかということでもありますけれども、正直、補正予算のヒアリングをやるときに、病院のほうから聞いた状況であります。8月10日に補正のヒアリング、病院とやったわけでもありますけれども、そのときに聞いたのが初めてであります。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうからは、予算書の事業費と説明の差異、それとどこまで計画はできているのかという、この２点についてお答えをしたいと思います。

まず、建設工事につきましては、今議会で議決をいただいたあと、基本設計等に着手したいというふうに考えておりまして、現時点においては、詳細、あるいは具体的な事業費総額は決まっていない状況でございます。

したがいまして、26億円でございますが、あくまで３年間の継続費の上限ということで設定をさせていただいたものでございますが、病院といたしましては、補足説明でご説明をさせていただきましたように、建物の高さにつきましては旭市の30メートルのはしご車の届く範囲内の高さとしたいと、事業費につきましては起債の借入れを行わず、全額病院の自己資金で行い、総額20億円以内に抑えたと、こういう方針で今後事業に具体的に臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、市長、8月10日、予算のヒアリングをしたときに初めて知ったと、我々はこの議案を見て初めて知るわけです。

ただ、今までのうわさ、ここへ来てうわさが出たのは、12階の建物だと、あるいは、今、説明がありましたけれども、はしご車が届く範囲だということに変わるわけです。今、聞きましたら、まだ具体的な計画がないと、しかし、これ継続事業で3か年の継続事業、ここで通ったらこれがすべて通るわけでしょう、継続事業っていうのは。ここで承認しちゃうわけです。

でありますので、もしそういったことであるならば、今年度については基本設計なり実施設計のみを計上して、建設は翌年度以降の継続事業費でもいいと思います。そういう形でやるべきではないかなと、我々もそういった説明に基づいて、こういったものを承認するということのほうが、我々としても分かりやすいんです。ぜひ、そのような形を考えることはできないのか、まず、設計段階だけ本年の予算計上と、翌年度以降の建設については翌年度以降の予算計上という形でやるべきでないかなと思いますけれども、その辺につきましては、当然市長、議案提出者でございますので、その辺を含めて詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、継続費の話なんですけれども、市町村が行う事業、事務、2か年以上にわたって執行しなければその目的が達成できない建設事業等で組みます。あらかじめ予算として執行する期間が決まっていれば、その事業費の総額、それから期間における年度ごとの支出の予定を入れるということになっています。これに従ってその期間の数か年にわたる支出を行います。先ほど、病院のほうで答えがあったとおり、これが上限だというようにうちのほうも認識はしております。

ただ、この設定の期間は、国なんかは財政法で5年以内ということになっているんで、当然その範囲の中で決められるんだらうと。ただ、これを出す、出さないというところになると、うちのほうの範疇を超えてしまうので、ここの部分はなかなか答えづらいんですけれども、どういう形でいくのか、確かに医師不足を解消するために、医師に実はもっと有利な形で働きかけをしたいというような、確かに説明も予算ヒアリングのときにあったわけですが、そういうところを聞かされると、うちのほうは納得してしまう部分もあったということもあります。ただ、高さの面については、うちのほうも若干の意見は言わせていただいたところもあります。

その辺は、市町村のほう国よりも少し幅広く設定できるようになっているんですけれども、ただこれを設定する、しないというのは、あくまでも予算の中で提案するか、しないかという話になってしまうので、今回はこの年度の中で実施するということで、継続費と繰越明許が一番大きく違うのは、継続費はその年度で使いきれなかったものを翌年に繰り越して使えるということがあります。ですから、設計費なども余ればその翌年に持って行って使えるということがあるので、継続費にしたのかなというところも、ちょっとうちのほうは考えているところなんですけれども、ここの部分、議員の言われたような質問に対しては、ちょっとお答えになりませんが、継続費のことを説明してちょっとご理解をいただくしかないかなと思っております。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、財政課長が言ったように、内容については中央病院のほうから詳しい説明をさせたいと思いますけれども、私の思いでありますけれども、やはりこの医師不足、そういった中央病院の状況をヒアリングのときに聞きました。私も一刻も早く医師確保のために住環境、そうした生活環境を整備しなければという考えは認識をいたしたところでありまして、そういった部分で、この継続費の予算計上が中央病院の自主性といいましょうか、

そういった部分の中でやりたいという思いでありますので、今いる先生方の生活環境、そしてまた、これから来てもらう先生方の住環境、生活環境、そういったものが風評によって本当に安定した、安心した中央病院の生活環境が作れるのかなと、そんなような思いが出れば、こういった部分で予算計上するのもいいのかなと、そんなような思いで予算計上したところでもあります。

正直言って、私も唐突的な予算を見せられたときには、かなり立腹をしまして、かなり病院側に強行に申し入れたところでありまして、そういった部分も含みおきをいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうからも追加でご説明をさせていただこうと思います。

まず、医師の確保。これにつきましては、6月の議会でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、病院にとっても大変重要な緊急性を要する課題だというふうに考えております。

医師の確保に向けましては、非常に大きな要素が幾つかございまして、病院の自的な努力による部分と地域のご支援をいただかなくてはいけない部分、あるいは国の政策的な支援が必要な部分、いろんな要素が絡まっております、なかなか一長一短にはできないのかなというふうには思っております。そうした中で、病院としてまず優先的に取り組む課題が、この医師宿舎の建設であるというふうに考えております。

今回の補正予算によって着手することによりまして、病院といたしましては二つの大きなメリットがあるのではないかと考えております。その一つが、おおむね私どもの検討によりますと、建設工事に2年ぐらいかかるというふうな見込みを立てておりますので、今回この補正で着手することによりまして、27年の4月の入居が可能になると。やはり医師の多くが4月に入れ替わる方が多いですので、やはりその4月入居が補正により着手することにより可能になるということが、一つ大きなメリットであるかなというふうに考えております。

もう一つは、6月のときも申し上げましたが、退職された医師等のヒアリングにおきましても、やはり現在の住居に対する不満、もう少し改善が欲しいという声がかなりございます。そうした中で、現在勤務している医師に対しまして、やはりそろそろ来年度の身の振り方、定期的に異動する方もいらっしゃると思いますので、来年度の勤務をどうしようかということを考える時期にそろそろ当たりますので、そうした時期に、やはり自分たちの要望を聞いて病院

が実際に行動に移してくれたと、そういう実証を作ることもやはり医師と病院の信頼関係を築く上で必要ではないかと考えております。

こうした大きな理由から、私どもとしてはまだ検討が不十分で大変申し訳ない部分はあったかと思うんですが、やはり病院としては、早期に着手する必要があるということで、このたびの補正に提出をさせていただいたものでございます。

どうか、そういったご事情等をご理解いただきまして、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 決して、皆さん、事情は分かるんですよ、だめだということではないんです。

それと、先ほど財政課長、継続費の理由をいろいろご説明をいただきました。それで、市長、その説明ヒアリングされたときに、市長の心情も言われたということで、重々その辺は分かります。

ただし、この継続費を組むのの内容を見ますと、本年度7,350万円です。来年度で5億2,920万円、26年が20億2,230万円。26年がメインの事業だと思うんです。それであるから、今年度分については、基本設計なり多分実施設計くらいまで入るのかなと思うんですけれども、そのくらいを予算計上しておいて、それで、できましたら当初予算なりで実際の建設に入る予算を組むべきではないのかなと思うんです。その辺が、今ご理解してくださいと、我々は理解していないわけではないんです。今の事情、分かります。いろんな環境、取り巻く病院環境。

ただし、こういう形でなくして、3か年でやらなくても多分継続費だから2か年の継続費だといいんではないかなと思うんです。であるから、本年度、24年度分はこの24年度分において補正を組んで、計画を出していただいて、できるだけ早くそれを計画を出していただいて、それで新年度当初から予算の執行ができるような形で予算化してもいいのではないかなと、私は思うんですけれども、その辺、もう一度、これ最後になりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまの質問に対して、ちょっとご説明申し上げます。

病院の支出関係においては、収益的支出と資本的支出という二つの支出の方法があります。

今回、議員が言うように基本設計、実施設計、これのみを今年度でやるべきではないかという意見がございました。その分については、支出金額としては7,300万円ちょっとの数字を見込んでおります。

ただ、今年度、これのみをやるという形になりますと、これが収益的支出のほうに委託費という形になります。その場合には、今年度の収支、これは24年度予算額において当年度の利益5,600万円ほどを予定しております。これをやることによって7,350万円ということで、マイナスというようなそういうような数字に最終的になる可能性になります。これでは、病院の経営としてもちょっとまずいという中で、これを継続費という形で3か年というような形で、上限を26億2,500万円というような形で予算設定をさせていただいたものでございます。

補足説明のところでも申し上げましたけれど、上限を20億円以内という形でやる、そういった中で、不用額については市議会のほうに再度報告させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 質問二つありまして、一つ目は、予算が26億2,500万円から20億円以下となった件ですが、これについては日下議員の答弁でありましたので、省略します。

次ですが、高さ制限が設けられている、なぜ、はしご車の届く高さに合わせてのか、これについてご教授願います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 高さ制限につきましては、まず今回の補正予算を提案をさせていただく中で、今後、基本設計、実施設計を行っていくことから、病院内部での検討がまだ十分でなかったということはございます。

そうした中で、高さにつきましても、当初私どもとしては、12階程度でも可能かというようなことを検討しておりました。その中で、今回提案することになりました結果、議員の皆様方からいろいろなご意見をちょうだいしまして、高さが12階建て等でありますと、旭市が所有しております消防車の高さが30メートルというふうに聞いておりますので、それを超えてしまうのではないかと。人が住むところですので、やはりそういった整合性等は十分考える必要があるのではないかとというようなご意見をいただきましたので、私どもといたしましても、やはりそれはそのとおりではないかということで、やはりよりよいものにしていくために、見直しを行ったということでございます。

そうした経緯から、高さにいたしましては消防車の消防活動の支障のない範囲内としたいということで考えているということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これは後ほど消防長のほうに確認していただければ分かると思いますが、高さ31メートル以上になりますと施設基準が変わりますので、必ずしも消防車が届く高さでなくても、旭市が買い替える必要もなく高層住宅は建築できます。

90年代半ばまでに造られた職員宿舎は、恐らくは設計上の問題からカビが非常に発生しやすくなっています。壁や押し入れなどに大量のカビが発生し、居住者が困っています。さらに問題なのは、そのような住宅で育った子どもたちに気管支ぜんそく発症者が出ていることです。中には兄弟そろって気管支ぜんそくに罹患している家庭もあります。ぜんそくの原因はさまざまですが、カビは原因の一つであり、カビが発生しやすい環境において、子どもがぜんそくを発症すれば親がどう考えるか、容易に想像できます。

また、減額された6億2,500万円を30年で割れば年間2,000万円余りであり、利息を加えても医師1人で軽く稼げる金額です。年間差にしてさほど大きくない予算の削減をするメリットよりも、居住環境に対する不満から医師に立ち去られるデメリットのほうがはるかに大きいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 高さにつきましては、いろいろな施設基準があるということ
は私どもも聞いておりますが、やはりいろいろな面で30メートル以内に届く範囲内で、今後
基本設計等の中で考えていきたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

それと、全体の事業費の関係でございますが、今、申し上げましたように、現時点では総
事業費はまだ決まっておりませんが、やはり26億円は上限ということで、私どもとしまし
ては、20億円以内というこの中で、何とかいいものを造っていきたいというふうに考えてお
ります。

具体的には、現在住んでいらっしゃる医師の方々にどのぐらいの広さが必要かとか、どん
な間取りがいいかというようなことも聞いておりますので、そういったことも踏まえながら
基本設計の中で、やはり激務に励まれている先生方に快適に過ごしていただけるような内容
のものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） カビの発生以外にも現在の医師住宅、例えば単身者用の住宅では隣の音
が筒抜けであるとか、洗濯物がみんなで共用されていて自分の彼女のパンツが見られたとか、
そういうトラブルが実際に起こっています。

それからは、患者さんからは駐車場の数が少ないとの不満が常に寄せられていまして、職
員住宅を幾つも造ることは患者サービス低下につながり、限られた土地で職員宿舎を造る必
要があります。

本議案の予定貸借対照表によると、流動資産から流動負債を引いた正味運転資金は約110
億円です。例えるなら、旭中央病院の財布には110億円が入っていることになり、潤沢な自
己資金を基に医師の定着を促進して、経営を安定させるために職員宿舎を更新するのは当然
のことです。欠陥住宅の烙印を押されかねないカビだらけの住宅から、できるだけ早く一人
でも多くの職員及び家族を出すためにも、限られた土地で十分な戸数の宿舎の建設が必要だ
と思います。

そこで提案なんですけれど、今回、委員会が三つありまして、各議員に宿舎見学ツアーを
していただくのはどうかと考えます。つまり、そういう宿舎を見ていただいて、ご自分のお
孫さんをそこに住まわせられることができるのか、あるいは不動産のプロもいらっしゃいま
して、そこはいい物件しか売らない、いい物件しか貸さないことでよく知られていますので、
その厳しい目でご自分の会社でこれ売れるのかなという目で、多分見ていただけると思いま

すので、ぜひその辺りも返済プランも含めて議会説明していただければと思います。

以上です。答弁は不要です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2人の方、同じような質問をしておりますが、私も同じような問題であります。まずこの医師宿舎の建設場所はどこに予定をしているのか。

二つ目としては、建築の面積、それから次に、どのぐらいの戸数を建てるのか。それから、これは複数棟なのかそれとも単独棟なのか。次に、何階建てになるのか。それから、1室の面積、これはどういう面積になるのか。それから継続費で20億円ほど予定し、財源も起債と自己資金で補正予算が計上されていますが、補足説明では工事費20億円、全額自己資金と説明があったわけですが、なぜこういうふうになったのか。

それともう1点は、医師宿舎を医師確保のために建設されると思うわけですが、本来ならこれは当初予算で出されるべきなんですが、なぜ当初予算で出さなかったのかお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、ご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、建設場所についてでございますが、建設場所につきましては、今後、基本設計等の中で具体的に検討して決定していくことになりますが、新たに土地を購入しての建設ということは考えておりませんので、再整備事業によりまして空くことによる病院敷地内の活用を前提としております。

建築面積、戸数、複数棟か単独棟か、何階建てかということにつきましては、現在まだ詳細は決定しておりませんが、今後、基本設計等の中で具体的に決定していくこととしております。

なお、階数につきましては、先ほどからご説明しているように消防車の届く30メートルの範囲内ということで、高さについては検討してまいりたいというふうに考えております。

26億円から20億円、自己資金へと方針が変わった理由は何かということですが、先ほど少しご説明させていただきましたように、今回のこの事業の計上につきましては、病院内部での検討もまだ不十分であったという面もございます。多くのご意見をいただいたところでございます。そうした中で、病院の起債総額につきましても、これ以上増やすのは

どうなのかというご意見もいただきましたので、そういったことも踏まえまして、私どもの全額自己資金という方向で進めることとさせていただいたものでございます。

また、当初予算に計上というお話でございますが、先ほど申し上げましたように、医師確保のための一つの有効な手段ということで、早急に着手する必要があるという判断のもとに今回補正に計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 質疑ですから、言いたいことはありますけれども、これは質問しません。そういう中で、何が何だか分からなくて、なぜこういう金額が出るのかが私は不思議なんです。それ以上、あとは質疑ですから申し上げません。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、長熊の釣堀センターの指定管理者の問題についてお尋ねをします。

まず1点目として、平成23年度の収支とそれ以前の年で赤字の年があったのか、まず1点、お尋ねします。

2点目として、いつからこの指定管理者制度にするのか。

それから3点目として、どのように指定管理者を決定するのか。

4点目として、使用料、現在は市の収入になるわけです。そういう中で、何かがあった場合は刑法の規定があるわけです。しかし、指定管理者制度になったときには指定管理者が収受とあります。これはストレートに受け取り納めると解釈してよいのか、つまり指定管理者の収入となるわけですが、この収入、どのように把握していくのか。

それから5点目として、フナという生き物が主体になる中で、この釣り堀の指定管理者の料金はどのように考えているのか、お尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員からのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

平成23年度、昨年度の収支の関係のご質問がございました。昨年度、23年度につきましては、施設の利用料でございます。利用者が1万9,088名で金額、利用料につきましては、1,904万6,000円でございます。ここに係ります経費でございます管理人の賃金、あるいは消耗品で主にヘラブナの放流、あるいは施設の維持補修費等、合計で1,906万9,021円。そうしますと、差し引き2万521円、これの赤字になっております。

ただ、23年度は管理棟の改修費、これが約318万円かかっております。そんなことで、これを除きますと、約316万円ほどの黒字かなというふうには考えています。大きな修理があったということでつけ加えさせていただきます。

あと、その前の年等の赤字の年でございます。平成22年度につきましては約71万円の黒字。ただ21年につきましては、金額的には200万3,629円の赤字でございます。あと20年につきましては、ご承知のように施設の大きな改修工事がありました。そんなことで1,367万円ほどの赤字、これはちょっと該当にならないかと思えます。さらに19年、ここにつきましても107万円ほどの赤字がございました。18年、17年は黒字ということで、年によって赤字、黒字がばらつきがあると、そんなことで説明をさせていただきます。

あと、いつから指定管理者にするかということでございます。本条例改正につきましてご審議いただきまして、このあと、条例制定後につきましては、募集要項の作成等行いまして、いろんな指定管理者の公募等を行って、来年の4月1日から、ここから指定管理者をスタートさせたい、そういうふうに考えております。

どのような形で決定ということでございますけれども、これにつきましては、ご承知のように旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、あるいはこの施行規則等に基づきまして、指定管理者の公募、この手續きを進めてまいりまして実施をしていく。この中で、指定管理候補者選定委員会設置要綱に基づきまして、これは市民を代表する方、あるいは学識経験者等の10名以内で組織をしまして、この候補者の選定委員会、ここで候補者を選定していただきまして、3月の議会、ここで議会の議決をいただきたい、そういうふうに考えております。

あと、指定管理料の関係でございます。これは今回の議会の条例の中にありますように、長熊釣堀センター、ここにつきましては利用料金制、施設の利用に係る料金を指定管理者の

収入、この利用料金制を採用したい、そういうふうに考えております。ただ、運営経費から施設の使用料金、差し引きまして赤字の場合には指定管理料を支払いながら、また黒字の場合には市へ納入していただく、こういうことも視野に入れて考えております。

あと、料金の関係でございます。これにつきましては、指定管理者の導入に当たりましては原則利用料金、これは施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする制度、これを採用する予定ですので、入場料金、これは市が受け取るということではなくて指定管理者の収入、そういうことで考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 答弁漏れがございました。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) すみません。

要は議員の質問の中では、指定管理者がお客様からいただいたお金、どういうふうに管理、それを目配りできるかということだと思います。

我々が想定していますのは、そういう方に指定管理者、これを受けていただきたくないという。そこで選定委員会では十分チェックをしたい、そういうふうには考えております。

ただ、それだけではなくて、やはり我々行政のほうもそこは責任あるのかなと。例えば入場券の中に通し番号を打ってそれを絶えずチェックするとか、現状も私も実はたまには行って、釣堀センターに野球場がありますので、人数等をちょっと目配りをしております。

そんなことで、いろいろ施策は考えていきたい、そういうふうに考えています。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 指定管理者に任せて、さらに今度市が関与するということになったら、逆に市の公金もらっている人が関与したら、逆に高くなっちゃうんじゃないかと思うんですが。

今であれば、私、先ほども言いましたように、市の金ですから、使用者が例えば1人、2人ごまかした、これは横領罪という刑法になるわけです。しかし、指定管理者制度になった中で、それが収入となったら会社ぐるみでやられたらこれは刑法も何もないわけです。そういう中で、具体的に考えていることありますか。その業者に任せた場合の収入、間違いなく把握できるような方法、市が全く関与しないで。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 指定管理者制度、これは制度を導入してすべて市はかかわりが
ないということではございません。指定管理者選定をしまして議会の議決をいただいて、こ
の方にお任せをすると、そういうときには期間の協定を結びます。細かないろんなことです。
市からこういうことはお願いしたいよという、その部分でちゃんと協定をすると。

それと、例えばそれが3年なり5年なるかと思います。それとは別にまた年度ごとに協定
を結ばせていただきます。毎年、いろんな形で変わってきます。そんなことで、年度ごとに
も協定を結ばせていただく。そういうことで業務は入ってきまして、さらに年度が終わりま
すと実績報告、これもいただきます。ただ実績報告、文書だけでいただくわけではなくて、
我々も現地での評価、そういうことも含めまして目配りをしていきたい。

先ほど、どんな施策を考えているか、入場の券に通し番号を打ったり、そんなことで具体
的には個人的に考えているところでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第17号直接審議（先議）

○議長（林 俊介） おはかりいたします。議案第17号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（林 俊介） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林 俊介） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することになりました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、木内欽市議員、伊藤保議員、大塚祐司議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、島田和雄議員。

建設経済常任委員会より、嶋田哲純議員、平野忠作議員、宮澤芳雄議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第４ 決算審査特別委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第９号までの９議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時55分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林 俊介） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に木内欽市議員、副委員長に平野忠作議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第15号の2議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案10号中の所管事項、議案第11号、議案第13号、議案第16号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第12号、議案第14号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会陳情付託

○議長（林 俊介） 日程第7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第3号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第3号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時57分